

消費税の軽減税率制度導入の推進を求める決議

今後、一層本格化する少子高齢社会にあつて、社会保障の費用を安定的に確保し、将来にわたって持続可能な社会保障制度を維持・強化していくために「社会保障と税の一体改革」関連 8 法案が昨年 8 月に成立した。そして、安倍総理は、平成 26 年 4 月 1 日から消費税率を 5% から 8% へ引き上げる決断をした。法律では平成 27 年 10 月には 10% へ引き上げられる予定となっている。

消費税率の引上げは、国民の暮らし、特に中堅・低所得者層の生活に大きく影響を与えることから、8% 引上げ段階では「簡素な給付措置」が実施される。

しかし、これはあくまでも一時的な給付措置であり、抜本的かつ恒久的な対応が求められている。日々の生活に欠かせない食料品など生活必需品や、民主主義と文化の土台となる新聞・出版物に「軽減税率制度」導入の検討を進めることは、逆進性対策としても、国民の消費税に対する理解を得るためにも必要なことである。

消費税の軽減税率制度については、平成 25 年度税制改正大綱において「本年 12 月予定の平成 26 年度与党税制改正決定時までには、関係者の理解を得た上で、結論を得るものとする」と合意され、現在、与党税制協議会に「軽減税率制度調査委員会」を設置し、導入に向けた議論を進めている。

ついでには、今後、与党間における調整をはじめ、野党との合意を図りながら消費税軽減税率導入の推進を求めるものである。

以上、決議する。

平成 25 年 12 月 6 日

千代田区議会